

○ 経済産業省
国土交通省 令 第一号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十六日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを加える。

等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。
以下同じ。)を超えないこと。

ロ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ(非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(イ(1)及び別表第二において「工場等」という。))の用途に供する場合にあっては、ロ)に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分(工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。)の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)の年間熱負荷(一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分(以下単に「地域の区分」という。)に応じた別表第一に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分

ロ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ(非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(イ(1)において「工場等」という。))の用途に供する場合にあっては、ロ)に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分(工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。)の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)の年間熱負荷(一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分(以下単に「地域の区分」という。)に応じた別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二

を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第一に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。）について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表第一に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第一に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量であつて、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計

以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。）について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 第一条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

した数値を超えないこと。

(2) 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 第一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位一平方メートルにつきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四〇	
二	〇・四〇	
三	〇・五〇	

(2) 第一条第一項第一号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 住宅部分が第一条第一項第二号イ(1)に適合すること。

八	七	六	五	四
—	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
六・七	二・七	二・八	三・〇	—

ロ 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

- (1) 非住宅部分が第一号第一項第一号イに定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号ロ(1)に適合すること。
- (2) 複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- || (3) 非住宅部分が第一号イ(1)に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号イに適合すること。

(非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量)

第十一條 前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次

ロ 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

- (1) 非住宅部分が第一号第一項第一号イに定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号イ(1)及びロに適合すること。
- (2) 第一条第一項第三号ロ(1)の複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- || (3) 非住宅部分が第一号イに適合すること。

(新設)

エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 誘導設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{AC} 第二条第一項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_V 第二条第一項の空調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_L 第二条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_W 第二条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{EV} 第二条第一項の昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_S エネルギー利用効率化設備（コージェネレーション設備に限る。次項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。）による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）

E_M 第二条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

（非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量）

第十二条 第十条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費

（非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量）

第十一条 前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費

費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times \frac{B + E_M}{10} \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 B 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SAC} 第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SV} 第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SL} 第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SW} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SEV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

Ⅱ 用途に応じて別表第二に掲げる第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(第三条第一項のその他一次エネルギー消費量を除く。別表第二において同じ。)に対する誘導基準一次エネルギー消費量(同項のその他一次エネルギー消費量を除く。別表第二において同じ。)の割合

E_M 第三条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

(住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量)

第十三条

第十条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量

量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times \frac{0.8 + E_M}{10} \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SAC} 第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SV} 第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SL} 第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SW} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SEV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

(新設)

E_M 第三条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

(新設)

(新設)

(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W + E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 誘導設計一次エネルギー消費量(単位一年につきギガジュール)

E_H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)

E_C 第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)

E_V 第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)

E_L 第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)

E_W 第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)

E_S エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位一年につきメガジュール)

E_M 第四条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)

2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

3 第十条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。

一 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘

導設計一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第十一条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量について準用する。

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十四条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_M) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十二条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_M) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ

に次条第二項及び第三項において同じ。)の非住宅部分について、第三条及び第十二条の規定を適用する場合には、当分の間、第三条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」と、第十二条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times \overline{B} + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とす。

2 (略)

第四条 (略)

2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十四条の規定を適用する場合には、当分の間、第五条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。」の場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とす。第十四条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、同条第二項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とす。

別表第二 (第十条関係)

(略)
備考
1 (略)
2 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において

三条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」と、第十一条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とす。

2 (略)

第四条 (略)

2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十二条の規定を適用する場合には、当分の間、第五条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。」の場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とす。第十一条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、同条第二項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とす。

別表 (第十条関係)

(略)
備考
1 (略)
2 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

	用途	第一条第一項第一号イの非住
--	----	---------------

別表第二 (第十二条関係)

- 同じ。
- 3 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
 - 4 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
 - 5 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
 - 6 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
 - 7 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
 - 8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボート場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

- 3 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 4 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 5 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 6 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 7 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボート場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(新設)

		宅部分の基準一次エネルギー消費量に対する誘導基準一次エネルギー消費量の割合
(1)	事務所等	0.6
(2)	ホテル等	0.7
(3)	病院等	0.7
(4)	百貨店等	0.7
(5)	学校等	0.6
(6)	飲食店等	0.7
(7)	集会所等	0.7
(8)	工場等	0.6

備考
「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をいふ。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項の認定（法第三十六条第一項の変更の認定を含む。）の申請であつて、この省令の施行の際現に存する建築物（この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るもの（次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。）を除く。）に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に存する施行日以後認定申請建築物の非住宅部分（当該非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、第十条第一号及び第十二条の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は適用しないものとし、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、第十二条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。

- 4 この省令の施行の際現に存する施行日以後認定申請建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、第十条第二号及び第十四条の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの表一の項及び二の項中「〇・四〇」とあるのは「〇・四六」と、同表三の項中「〇・五〇」とあるのは「〇・五六」と、同表四の項中「〇・六〇」とあるのは「〇・七五」と、同表五の項から七の項までの規定中「〇・六〇」とあるのは「〇・八七」と、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、第十四条第一項中「 $E_{st} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{st} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、同条第二項中「 $E_{st} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{st} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあることとする。
- 5 施行日前にされた法第三十四条第一項の認定の申請（この省令の施行の際現に存する建築物に係るものを除く。）であつて、この省令の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。
- 6 施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第三十五条第一項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の変更については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。